

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道北見市大正273番地1  
 氏 名 株式会社北見宇部  
 代表取締役 高橋 秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成27年1月20日  
 許可の有効年月日 平成32年1月19日

## 1. 事業の範囲

埋立（廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）。以下同じ。）であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。））、  
 破砕（廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）。以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 安定型最終処分場  
 設置場所 北見市本沢461番、462番、487番、488番、651番1、708番、709番  
 設置年月日 平成20年7月9日  
 処理能力 面積11,834㎡、容積79,233㎡  
 許可年月日 平成19年8月23日  
 許可番号 網環生第1489号
- (2) 施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設  
 設置場所 北見市本沢490番2、491番1、715番  
 設置年月日 平成22年12月15日  
 処理能力 1,040t/日（8時間）130t/時間  
 許可年月日 平成21年11月4日  
 許可番号 網環生第2350号

(2頁へ続く)



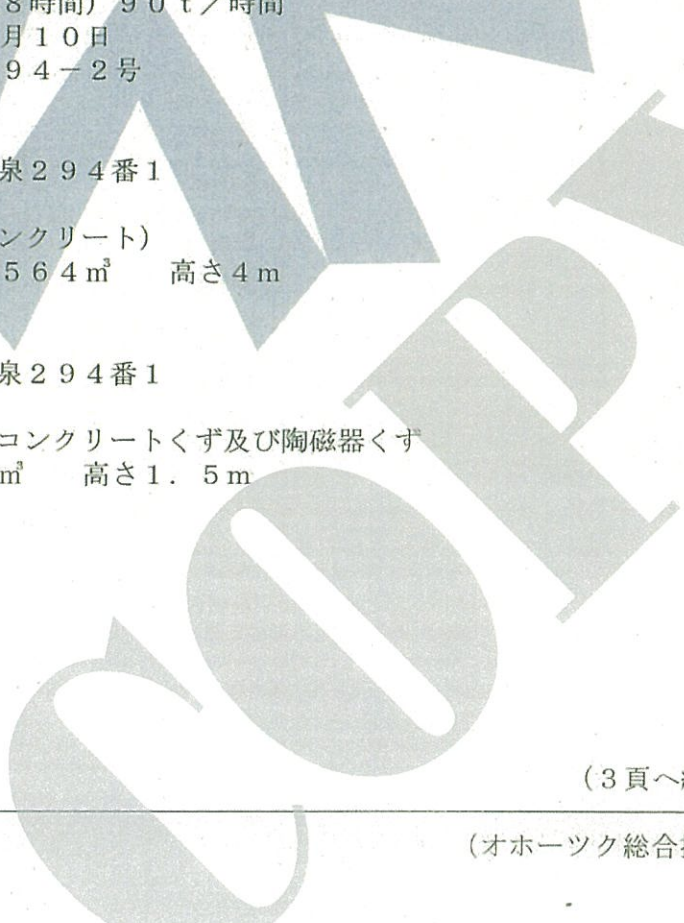


- (3) 施設の種類 保管場所1  
 設置場所 北見市本沢490番1、491番1、715番  
 面積 1,350㎡  
 種類 ・がれき類(コンクリート)  
 保管上限3,844㎡ 高さ5m
  
- (4) 施設の種類 保管場所2  
 設置場所 北見市本沢490番2  
 面積 210㎡  
 種類 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
 保管上限315㎡ 高さ3m
  
- (5) 施設の種類 廃プラスチック類、ゴムくずの破碎施設  
 設置場所 北見市本沢490番1、715番  
 設置年月日 平成21年11月19日  
 処理能力 (廃プラスチック類)  
 19.5t/日(8時間) 2.44t/時間  
 (ゴムくず)  
 29t/日(8時間) 3.63t/時間  
 許可年月日 平成21年11月4日  
 許可番号 網環生第2349号
  
- (6) 施設の種類 保管場所3  
 設置場所 北見市本沢490番1、715番  
 面積 369㎡  
 種類 ・廃プラスチック類  
 保管上限415㎡ 高さ2m
  
- (7) 施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設  
 設置場所 北見市留辺藁町泉294番16  
 設置年月日 平成17年8月3日  
 処理能力 720t/日(8時間) 90t/時間  
 許可年月日 平成16年3月10日  
 許可番号 網環生第10994-2号
  
- (8) 施設の種類 保管場所4  
 設置場所 北見市留辺藁町泉294番1  
 面積 800㎡  
 種類 ・がれき類(コンクリート)  
 保管上限1,564㎡ 高さ4m
  
- (9) 施設の種類 保管場所5  
 設置場所 北見市留辺藁町泉294番1  
 面積 100㎡  
 種類 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
 保管上限50㎡ 高さ1.5m

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

(3頁へ続く)





4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成10年 8月17日 変更許可（埋立（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、がれき類）の追加。）
- 平成12年 1月20日 許可の更新
- 平成15年 2月5日 変更許可（破碎・選別（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの追加。）
- 平成17年 2月10日 許可の更新
- 平成22年 1月27日 更新時変更許可（破碎（廃プラスチック類、ゴムくず）の追加。選別（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず）の削除。）
- 平成27年 1月20日 許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

